

議案第二十二号

三朝町公共下水道条例の一部改正について

次のとおり三朝町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町公共下水道条例の一部を改正する条例

三朝町公共下水道条例（昭和六十一年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「別に条例で定めるところにより、使用者から」を「使用者又は代表人から」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（使用料の額）

第二十二条の二 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表一に定めるところによる。

（排除汚水量の認定日）

第二十二条の三 排除汚水量は、町長が毎月定例日（使用料算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。以下同じ。）に認定する。

2 町長がやむを得ない理由があるとき、定例日以外の日に認定することができる。

（排除汚水量の認定）

第二十二条の四 排除汚水量は、次の各号に定めるところにより認定する。

一 水道水（三朝町水道事業給水条例に基づく水道をいう。）を使用する場合は、水道の使用水量

二 水道水以外の水（温泉水を除く。）を使用する場合は、町が設置する計量メーター器により測定した水量

三 温泉水を使用する場合は、別表二に定める使用水量

四 水道水、水道水以外の水及び温泉水を併用する場合は、前三号の規定による使用水量の合計量

2 町長は、前項の認定をするため必要があると認めたときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

3 前項の場合において当該使用者は、最善の注意をもつて装置を管理し、その装置をき損し、又は亡失したときは、町長にその損害を賠償しなければならない。

（特別な場合における使用料の算定）

第二十二条の五 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止をしたときの使用量は、使用期間が一月未満のときは、一月とみなし計算する。

（使用料の徴収方法）

第二十二条の六 使用料は、町長が発行する納入通知書により毎月徴収する。ただし、町長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 町長は、土木又は建築に関する工事の施工その他の理由により臨時に公共下水道を使用しようとする者から第二十条の規定による届出の際に概算使用料を算出し、前納させることができる。

3 前項の概算使用料は、使用者から公共下水道の使用を終了した旨の届出があつたとき、その他町長が必要と認めたときに精算する。

(資料の提出)

第二十二條の七 町長は、使用者又は代表人に対し、排除汚水量の認定に必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第二十二條八 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

第五章を第六章とし、第二十七條の前に次の章名を付する。

第五章 雑 則

第二十八条第六号中「第十八条の規定による報告の提出を求められて」を「第十八条又は第二十二  
条の七の規定による報告若しくは資料の提出を求められて」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。